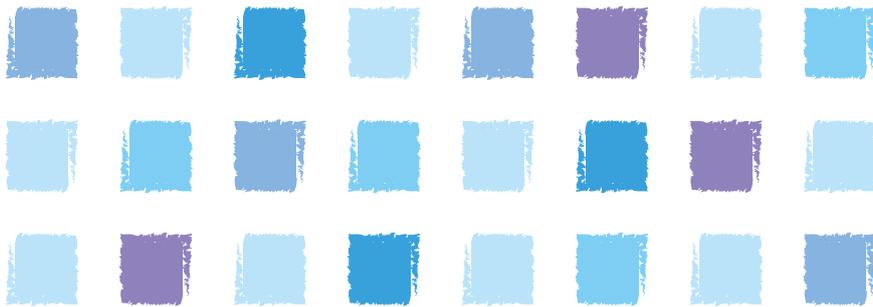


第1章

計画の策定にあたって





1 計画策定の背景と趣旨等

1 背景と趣旨

●少子化の進行と地域における課題

出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを踏まえ、国は、平成6年にエンゼルプラン、平成11年に新エンゼルプランを策定し、仕事と子育ての両立支援など子どもを産み育てやすい環境づくりに向けた対策を進めてきました。平成15年には、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）が、また、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するために「少子化社会対策基本法」（平成15年法律第133号）が制定されました。しかし、その後も少子化の進行は止まらず、平成17年に全国の合計特殊出生率が1.26と過去最低を記録したことから、少子化対策の抜本的な拡充・強化を図る子育て支援策の検討が進められてきました。

ここ数年、合計特殊出生率はやや回復し、減少傾向には歯止めがかかりつつありますが、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、家庭や地域の子育て力・教育力の低下が懸念されています。また、経済状況の悪化、就労形態の変化などにより、共働き家庭が増加し、親の就労状況による幼児期の学校教育・保育の提供体制の違いや、保育所における待機児童の増加・仕事と子育てを両立できる環境の整備等が課題となっています。

●子ども・子育て支援新制度の創設

これらの課題に対処し、子どもや子育て家庭を支援する支え合いの仕組みを構築するため、平成24年8月、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法¹⁾」が成立し、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」）が創設されました。新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域における子ども・子育て支援の充実に向けた取組が推進されます。

また、市町村には、子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の教育・保育、及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

●船橋市における取組

本市では、平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とする「船橋市次世代育成支援行動計画ふなばし・あいプラン」、また、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とする同計画の後期計画を策定し、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

今後は、平成27年4月よりスタートする新制度への対応として策定した「船橋市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」）により、待機児童の解消といった喫緊の課題の解決と併せ、地域の子ども・子育て支援の充実に向けた施策を推進していきます。

1) 子ども・子育て関連3法：P4参照。

2 新制度の概要

新制度とは…

子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」に基づき、すべての子どもが笑顔で成長し、すべての家庭が安心して子育てできるように支援する新しい仕組みです。

※「子ども・子育て関連3法」…「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号。通称：認定こども園法の一部改正法）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）の3法のこと。

(i) 新制度のポイント

新制度において推進される子ども・子育て支援施策の主なポイントは以下の3つです。

【子ども・子育て支援新制度の3つのポイント】

1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- 幼児期の学校教育と保育の一体的提供に向け、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の制度を改善し、普及を図ります。

2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- 認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育事業・家庭的保育事業等への給付（「地域型保育給付」）の創設、保育所認可制度の見直しにより、保育の量や種類を拡充します。
- 認定こども園・幼稚園・保育所等の職員配置の改善、処遇改善により教育・保育の質を向上します。

3 地域の子ども・子育て支援の充実

- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実を図ります。



(ii) 新制度における給付・事業

新制度に組み込まれる給付・事業は以下のとおりです。

【給付・事業の全体像】

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
<p>≪子どものための教育・保育給付≫</p> <p>■施設型給付 <給付の対象＝教育・保育施設> ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所（定員20人以上）</p> <p>■地域型保育給付 <給付の対象＝地域型保育事業> ・小規模保育事業（定員6～19人） ・家庭的保育事業（定員5人以下） ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業</p> <p>≪子どものための現金給付≫</p> <p>■児童手当</p>	<p>①時間外保育事業 ②放課後児童健全育成事業 ③子育て短期支援事業 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤妊婦健康診査事業 ⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 ⑦地域子育て支援拠点事業 ⑧一時預かり事業 ⑨病児保育事業 ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑪利用者支援事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業</p>

新制度では、就学前の子どもに教育・保育を行う際、「子どものための教育・保育給付」として、幼稚園・保育所等の教育・保育施設を利用する場合には「施設型給付」が、小規模保育事業等の地域型保育事業を利用する場合には「地域型保育給付」が支給されます。この新制度の給付体系に入る教育・保育施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業を「特定地域型保育事業」と呼びます。

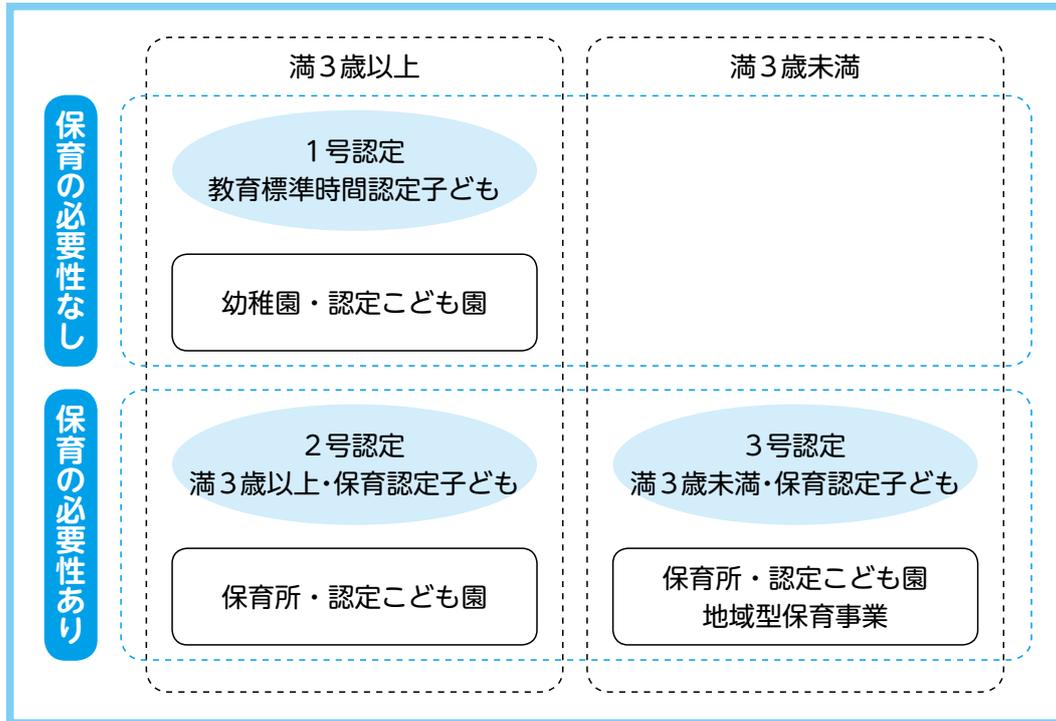
また、市町村は在宅で子育てを行っている家庭などの支援も対象とする「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

なお、各給付・事業の概要及び本市の実施状況については、第2章「船橋市における子どもと子育てにかかる現状と課題」に記載しています。

(iii) 保育の必要性の認定

新制度は、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みです。

認定は、子どもの年齢と保育の必要性の有無により、以下の3区分となります。

【保育の必要性の認定区分と利用できる教育・保育施設等】**【保育の必要性を認定する際の客観的基準】****(1) 保育を必要とする事由**

保育を必要とする事由となるものは、下記のとおりです。

- ①月48～64時間の範囲で市町村が定める時間以上の就労をしていること
※本市においては月64時間以上の就労をしていること
- ②妊娠中または出産後間がないこと
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居（長期入院等を含む）親族の介護・看護
- ⑤災害復旧 ⑥求職活動
- ⑦就学 ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(2) 保育必要量

保育の必要性あり（2号・3号）の認定を受けた場合は、その事由により、さらに保育必要量を認定します。保育必要量には「保育標準時間認定（1日最大11時間）」と「保育短時間認定（1日最大8時間）」があります。

※最大時間は時間外保育を除きます。



2 計画の位置づけ

1 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、同法第2条の基本理念を踏まえ、国が定める基本指針に即して策定するものです。

子ども・子育て支援法

(基本理念)

- 第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

なお、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「市町村行動計画」としても位置づけられるものです。

次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

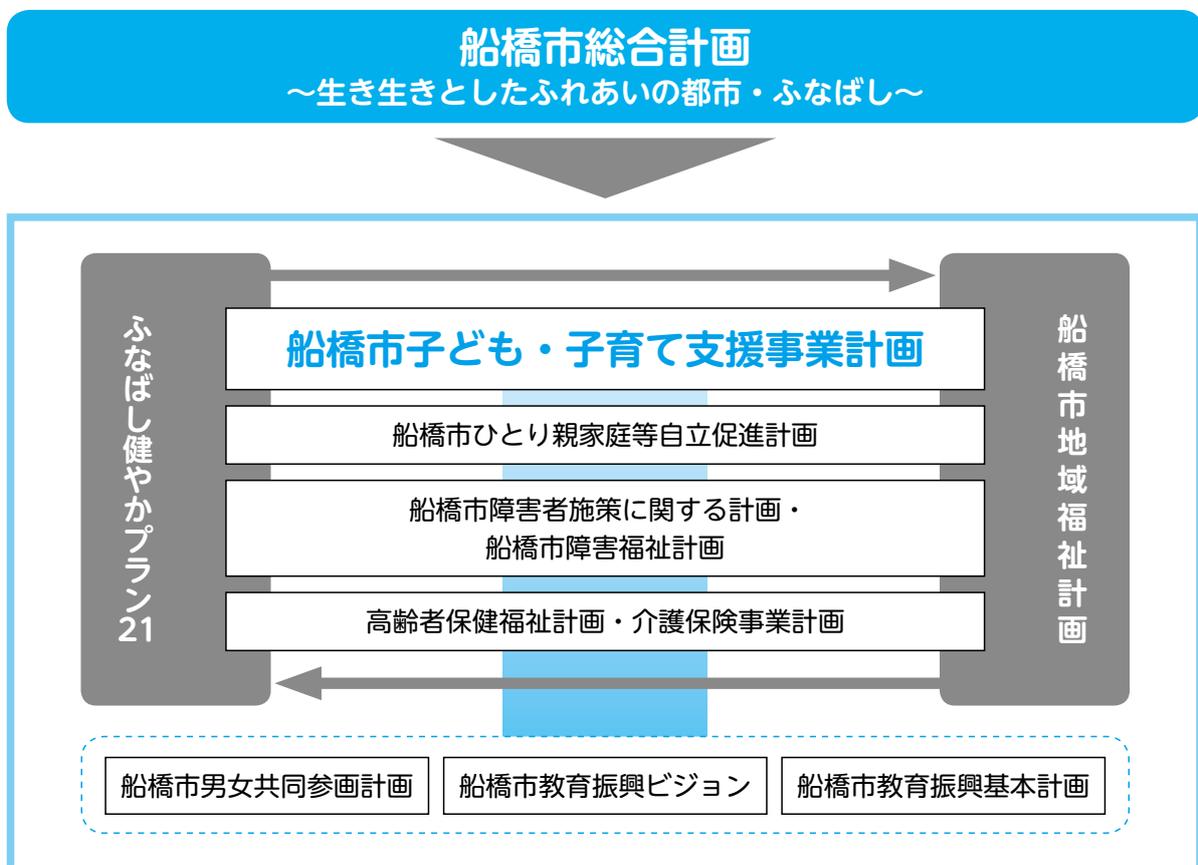


2 計画体系における位置づけ

本計画は、「船橋市総合計画」を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。

また、「船橋市地域福祉計画」、「船橋市教育振興ビジョン」、「船橋市教育振興基本計画」、「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」、「船橋市障害者施策に関する計画」、「船橋市障害福祉計画」のほか、「船橋市男女共同参画計画」、「ふなばし健やかプラン21（母子保健計画、食育推進計画）」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等の関連諸計画と調和を保ち策定したものです。

【船橋市子ども・子育て支援事業計画の位置づけ】





3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

【関連計画との計画期間の比較】

H22	23	24	25	26	27	28	29	30	31年度
船橋市総合計画 基本構想 (H12～32)									
船橋市総合計画 基本計画 (前期：H12～23)			船橋市総合計画 後期基本計画 (後期：H24～32)						
船橋市次世代育成支援行動計画（後期計画） ふなばし・あいプラン（後期：H22～26）									
					船橋市子ども・子育て支援事業計画 (H27～31)				
船橋市母子家庭等自立促進計画 (H22～26)					船橋市ひとり親家庭等自立促進計画 (H27～31)				
第2次船橋市障害者施策に関する計画 (H20～26)					第3次船橋市障害者施策に関する計画 (H27～32)				
第2期船橋市 障害福祉計画 (H21～23)		第3期船橋市障害福祉計画 (H24～26)			第4期船橋市障害福祉計画 (H27～29)				
第5次高齢者保健福祉計画・ 第4期介護保険事業計画 (H21～23)		第6次高齢者保健福祉計画・ 第5期介護保険事業計画 (H24～26)			第7次高齢者保健福祉計画・ 第6期介護保険事業計画 (H27～29)				
ふなばし健やかプラン21 (H17～26)					ふなばし健やかプラン21（第2次） (H27～36)				
第2次船橋市地域福祉計画 (H22～26)					第3次船橋市地域福祉計画 (H27～32)				
船橋市 男女共同参画計画 (H13～23)		第2次船橋市男女共同参画計画 (H24～28)							
船橋市教育振興ビジョン (H22～31)									
船橋市教育振興基本計画 (H22～26)					船橋市教育振興基本計画 (H27～31)				

4 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容

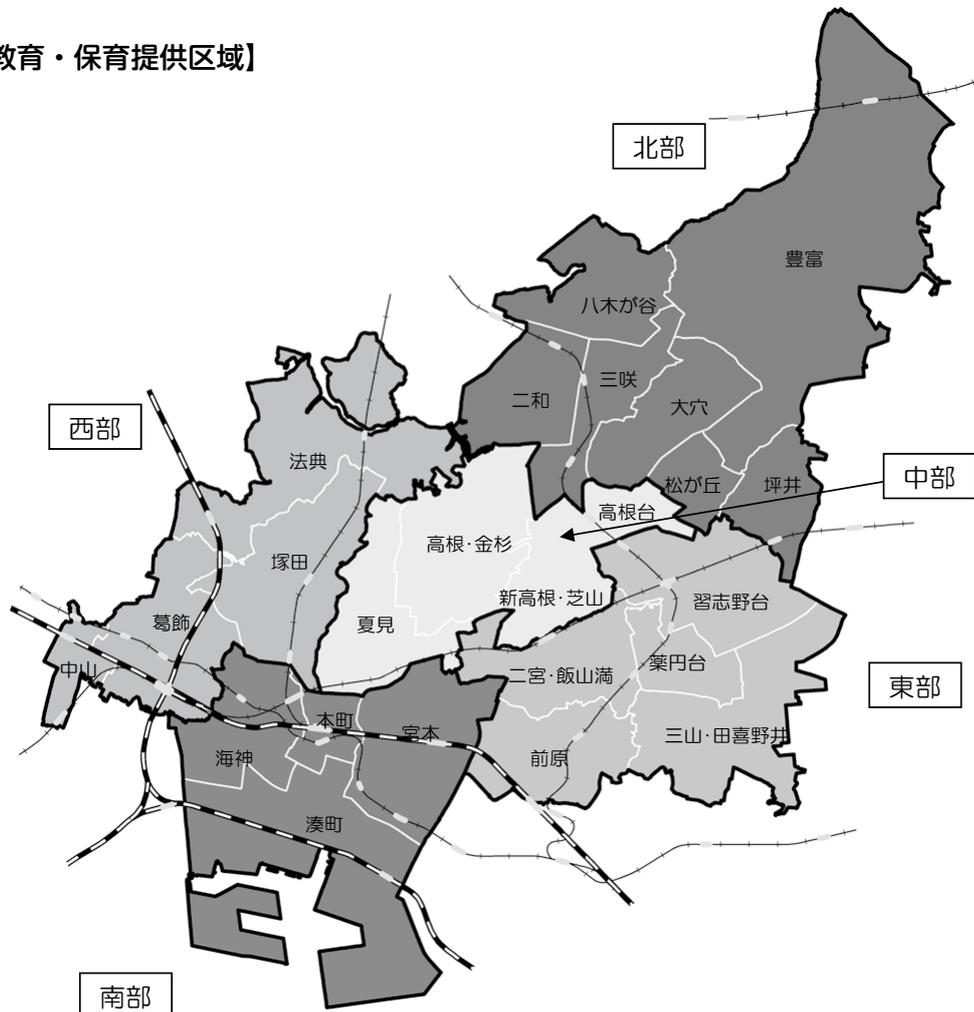
本市では子ども・子育て支援法の基本指針に基づく教育・保育提供区域を5行政ブロックに設定します。

この教育・保育提供区域とは、市町村の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するために定めるものです。各市町村はこの教育・保育提供区域ごとに、提供する量の見込みと確保方策を設定します。

本市では、総合計画において、「地域的な視点にたつて行政を行うとともに、地域ぐるみの様々な活動を促進するために設定する区域」として、24の地区コミュニティを設定し、併せて「地区コミュニティを束ねる概念」として、市域を5つの区域に分ける行政ブロックを設定しています。

教育・福祉に関する事業や、他の計画などに共通して用いられている最も一般的な区域単位が5行政ブロックであることから、他計画・事業等との整合を図るという基本指針の趣旨を踏まえ、本計画では、5行政ブロックを教育・保育提供区域としました。

【本市における教育・保育提供区域】





【教育・保育提供区域の区域別町丁目】

区域	地区 コミュニティ	町丁目
南部	湊町	本町3丁目、若松1～3丁目、浜町1～3丁目、湊町1～3丁目、日の出1～2丁目、西浦1～3丁目、栄町1～2丁目、潮見町、高瀬町
	宮本	宮本1～9丁目、市場1～5丁目、駿河台1～2丁目、東船橋1～7丁目、東町
	本町	本町1～2丁目・4～7丁目
	海神	海神1～6丁目、海神町2～3丁目、海神町西1丁目、海神町東1丁目、海神町南1丁目、南海神1～2丁目、南本町
西部	葛飾	印内1～3丁目、印内町、葛飾町2丁目、古作1～4丁目、古作町、山野町、西船1～7丁目、東中山1～2丁目、本郷町
	中山	二子町、本中山1～7丁目
	塚田	旭町1～6丁目、旭町(住居表示外)、行田1～3丁目、行田町、山手1～3丁目、前貝塚町、北本町1～2丁目
	法典	丸山1～5丁目、上山町1～3丁目、藤原1～8丁目、馬込町、馬込西1～3丁目
中部	夏見	夏見1～7丁目、夏見台1～6丁目、米ヶ崎町、夏見町2丁目
	高根・金杉	金杉1～9丁目、金杉台1～2丁目、金杉町、高根町、緑台1～2丁目
	高根台	高根台1～6丁目
	新高根・芝山	芝山1～7丁目、新高根1～6丁目、高根台7丁目
東部	前原	前原西1～8丁目、前原東1～6丁目、中野木1～2丁目
	三山・田喜野井	三山1～9丁目、習志野1～5丁目、田喜野井1～7丁目
	二宮・飯山満	滝台1～2丁目、滝台町、二宮1～2丁目、飯山満町1～3丁目
	薬円台	七林町、薬円台1～6丁目、薬園台町1丁目
	習志野台	習志野台1～8丁目、習志野台4丁目(住居表示外)、西習志野1～4丁目
北部	二和	二和西1～6丁目、二和東1～6丁目
	三咲	三咲1～9丁目、三咲町、南三咲1～4丁目
	八木が谷	みやぎ台1～4丁目、高野台1～5丁目、咲が丘1～4丁目、八木が谷1～5丁目、八木が谷町
	松が丘	松が丘1～5丁目
	大穴	大穴町、大穴南1～5丁目、大穴北1～8丁目
	豊富	金堀町、古和釜町、車方町、小室町、小野田町、神保町、大神保町、楠が山町、豊富町、鈴身町
	坪井	坪井西1～2丁目、坪井町、坪井東1～6丁目



2 事業別の教育・保育提供区域設定

教育・保育提供区域は、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることを基本としていますが、利用の実態により、実態に即した設定を行うことが可能となっています。

本市では、市全体を1区域として推進することが適切な事業については、市全体を提供区域として設定しました。

【教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業別の区域設定】

事業名等 ※（ ）は市の事業名、〔 〕は量の見込み及び確保方策設定上の区分。		区 域	
教育・保育		5行政ブロック	
地域子ども・子育て支援事業	① 時間外保育事業（延長保育事業）	5行政ブロック	
	② 放課後児童健全育成事業	5行政ブロック	
	③ 子育て短期支援事業〔ショートステイ〕	市全体	
	④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	市全体	
	⑤ 妊婦健康診査事業	市全体	
	⑥ 養育支援訪問事業	市全体	
	⑦ 地域子育て支援拠点事業	5行政ブロック	
	一時預かり事業〔幼稚園在園児対象型〕	5行政ブロック	
	⑧ 一時預かり事業〔幼稚園在園児対象型以外〕	A. 保育所における一時預かり事業（一時保育）	5行政ブロック
		B. ファミリー・サポート・センター事業〔就学前児童のみ〕	市全体
		C. 子育て短期支援事業〔夜間養護等〕	市全体
⑨ 病児保育事業	5行政ブロック		
⑩ ファミリー・サポート・センター事業〔就学児のみ〕	市全体		
⑪ 利用者支援事業	市全体		

なお、量の見込みと確保方策については、第5章「計画の推進方策」に記載しています。